

# 仕 様 書

- 1 業務名  
恵下埋立地水質検査業務
- 2 業務場所  
広島市佐伯区湯来町大字和田
- 3 実施要領
  - (1) 検体及び測定項目  
別表－１、２のとおり。
  - (2) 測定方法  
別表－３のとおり。
  - (3) 検体採取年月日  
別表－１、２に基づき、別途協議して定めるものとする。  
なお、放流水の採取は、恵下埋立地浸出水処理施設等保守点検を実施する業者の支障とならないように実施するものとする。
  - (4) 検体採取  
受注者が実施し、採取に当たっては事故防止に万全を期すこと。
  - (5) 検体採取場所  
別表－３のとおり。
- 4 現場責任者  
受注者は契約締結後、広島市委託契約約款第８条に基づき選任した現場責任者の氏名をすみやかに発注者に対し報告するものとする。  
現場責任者に変更があったときも同様とする。
- 5 報告
  - (1) 広島市委託契約約款第１２条に定める委託業務実施報告書は、次の事項を記載した報告書とし、検体採取日から２０日以内に発注者へ提出するものとする。  
また、年末年始の休日のためにこれにより難しい場合は、発注者と受注者の間で協議して提出期限を定めるものとする。  
なお、検査結果において、異常と思われる事項を発見した場合は、直ちに発注者に対し、報告するものとする。  
ア 採取年月日及び場所  
イ 検査結果  
ウ 業務写真帳  
写真撮影は、検体採取時とする。
  - (2) 報告書の大きさは原則としてＡ４版とする。
  - (3) 報告書の提出部数は１部とする。なお、測定結果については、分析計算書（測定チャート、検量線等）を添付し、測定結果一覧表については、電子媒体でも報告するものとする。
- 6 その他
  - (1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。
  - (2) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。  
ア 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。  
イ 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。  
ウ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。  
エ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。

## 年間測定計画表(浸出水及び放流水)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間数量
水 質													
[○は浸出水の検体、●は放流水の検体]													
水素イオン濃度(pH)	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	48
生物化学的酸素要求量(BOD)	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	48
化学的酸素要求量(COD)	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	48
浮遊物質量(SS)	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	48
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	48
窒素含有量	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	48
燐含有量	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	48
沃素消費量	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②②	48
大腸菌群数	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
フェノール類	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
銅及びその化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
亜鉛及びその化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
鉄及びその化合物(溶解性)	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
マンガン及びその化合物(溶解性)	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
クロム及びその化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
カドミウム及びその化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
シアン化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
有機磷化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
鉛及びその化合物	①④	①④	①④	①④	①④	①④	①④	①④	①④	①④	①④	①④	60
六価クロム化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
砒素及びその化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
アルキル水銀化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
ポリ塩化ビフェニル	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
トリクロロエチレン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
テトラクロロエチレン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
ジクロロメタン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
四塩化炭素	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
1, 2-ジクロロエタン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
1, 1-ジクロロエチレン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
シス-1, 2-ジクロロエチレン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
1, 1, 1-トリクロロエタン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
1, 1, 2-トリクロロエタン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
1, 3-ジクロロプロペン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
1, 4-ジオキサン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
チウラム	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
シマジン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
チオベンカルブ	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
ベンゼン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
セレン及びその化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
ほう素及びその化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
ふっ素及びその化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24
塩化物イオン	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	24

※注 丸付き数字は、検体数を示している。

## 年間測定計画表（観測井戸等）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間数量
水質 [③は観測井戸の3検体、①は地下水モニタリング設備の1検体、①は防災調整池の1検体]													
水素イオン濃度(pH)		③①①			③①①			③①①			③①①		20
生物化学的酸素要求量(BOD)		③①①			③①①			③①①			③①①		20
浮遊物質(SS)		③①①			③①①			③①①			③①①		20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		③①①			③①①			③①①			③①①		20
フェノール類含有量		③①①			③①①			③①①			③①①		20
銅含有量		③①①			③①①			③①①			③①①		20
亜鉛含有量		③①①			③①①			③①①			③①①		20
溶解性鉄含有量		③①①			③①①			③①①			③①①		20
溶解性マンガン含有量		③①①			③①①			③①①			③①①		20
クロム含有量		③①①			③①①			③①①			③①①		20
カドミウム		③①①			③①①			③①①			③①①		20
全シアン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
鉛		③①①			③①①			③①①			③①①		20
六価クロム		③①①			③①①			③①①			③①①		20
砒素		③①①			③①①			③①①			③①①		20
総水銀		③①①			③①①			③①①			③①①		20
アルキル水銀		③①①			③①①			③①①			③①①		20
PCB		③①①			③①①			③①①			③①①		20
トリクロロエチレン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
テトラクロロエチレン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
ジクロロメタン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
四塩化炭素		③①①			③①①			③①①			③①①		20
クロロエチレン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
1, 2-ジクロロエタン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
1, 1-ジクロロエチレン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
1, 2-ジクロロエチレン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
1, 1, 1-トリクロロエタン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
1, 1, 2-トリクロロエタン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
1, 3-ジクロロプロペン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
チウラム		③①①			③①①			③①①			③①①		20
シマジン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
チオベンカルブ		③①①			③①①			③①①			③①①		20
ベンゼン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
セレン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		③①①			③①①			③①①			③①①		20
ほう素		③①①			③①①			③①①			③①①		20
ふっ素		③①①			③①①			③①①			③①①		20
1, 4-ジオキサン		③①①			③①①			③①①			③①①		20
塩化物イオン	③①	③①①	③①	③①	③①①	③①	③①	③①①	③①	③①	③①①	③①	52
電気伝導率	①	③①①	①	①	③①①	①	①	③①①	①	①	③①①	①	28

測定方法と採取場所

測定方法と採取場所	
<p>浸出水 放流水</p>	<p>測定方法は、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(昭和37. 12. 17厚・建令1)に定める方法とする。 これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。</p> <p>採取場所は、別途指示する。</p>
<p>観測井戸No.1~No.3 地下水モニタリング設備 防災調整池</p>	<p>測定方法は、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」(平成10.6.16環境省・厚生省令第1号)及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9.3.13環境省告示第10号)に定める方法とする。 これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。</p> <p>採取場所は、採取地点図のとおり。</p>

採取地点図

